

資料3-2

大阪府生活環境の保全等に関する条例〔改正前後(案)関連文〕

改正後	改正前
(改善命令等) 第三十七条 知事は、ばい煙等排出者でばいじん等を出し、又は飛散させるものが、そのばいじん等濃度が排出口において届出施設に係る規制基準に適合しないばいじん等を継続して排出するおそれがあるときは、その者に対し、期限を定めて当該届出施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばいじん等の処理等の方法の改善を命じ、又は当該届出施設の使用の一時停止を命ずることができる。	(改善命令等) 第三十七条 知事は、ばい煙等排出者でばいじん等を出し、又は飛散させるものが、そのばいじん等濃度が排出口において届出施設に係る規制基準に適合しないばいじん等を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該届出施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばいじん等の処理等の方法の改善を命じ、又は当該届出施設の使用の一時停止を命ずることができる。
(ばい煙等の濃度の測定) 第三十九条 ばい煙等排出者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、当該届出施設に係るばい煙等の濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。	(ばい煙等の濃度の測定) 第三十九条 ばい煙等排出者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、当該届出施設に係るばい煙等の濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。
(排出水の汚染状態の測定等) 第六十三条 排出水又は特定事業場排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排出水又は特定事業場排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。	(排出水の汚染状態の測定等) 第六十三条 排出水又は特定事業場排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排出水又は特定事業場排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。
第一百七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 一 第三十九条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者 二～四 (略) 五 第六十三条第一項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者 六・七 (略)	第一百七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 一～三 (略) 四・五 (略)

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。